

令和6年度法務省委託人権に関するシンポジウムの事前広報に関する留意事項

1 広報内容

- (1) 広報の方法はバナー広告とし、以下ア及びイで挙げる媒体を使用する。
バナー画像のクリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも各シンポジウム以下の回数を満たすものを提案すること。
- ア ハンセン病問題に関するシンポジウム
X 15,000クリック以上
Instagram 5,000クリック以上
- イ 共生社会と人権に関するシンポジウム
GoogleDisplayNetwork 20,000クリック以上
- ※ 上記の媒体以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は、根拠資料や理由等の必要な情報を提案書中に明記した上で提案すること。
- (2) バナー広告で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。
- (3) GoogleDisplayNetworkの実施に当たっては、当センターから提供するホワイトリストを基に、指定したサイトに配信するとともに、下記の層を例に一定の層に周知するターゲティング広告を実施すること(ターゲットとする層は3項目以内とする。)。なお、広告配信期間を通じて、誘導状況を分析しながら、当センターと協議し、ターゲティングの変更、絞り込み等、継続的に改善を図ること。
- ア ハンセン病問題に関するシンポジウム
(ア) 中学生、高校生で社会貢献活動等に興味関心がある人(難しければできるだけ若年層)
(イ) 18歳~54歳で人権関連のキーワードを検索閲覧した人
(ウ) 18歳~54歳でこどもがいる人
- イ 共生社会と人権に関するシンポジウム
(ア) 人権・社会問題・シンポジウム関連のキーワードを検索・サイトを閲覧していた人
(イ) ビジネス・社会情勢関連のキーワードを検索・サイトを閲覧していた人
(ウ) その他
- ※ 掲出においては当センターと協議の上、効果的・効率的な配信運用に努めること。

2 広報期間

主な対象は以下のとおりとする。

- (1) ハンセン病問題に関するシンポジウム
期間：令和6年7月13日(土)~7月27日(土)

- ※ 開催日：令和6年7月27日（土）
対象：中学生をメインターゲットとした一般市民
- (2) 共生社会と人権に関するシンポジウム
期間：令和7年1月中旬～2月上旬
- ※ 開催日：令和7年2月上旬
対象：国民全般
- ※ 開催日の2週間前から広報を展開するが、開催日1週間前から表示回数を増加させること。